

## 交際費課税のアウトライン

**Q** : 年末年始で接待をする機会が多くなりました。交際費課税が気になりますが、どのような取扱いになっていますか？

**A** : 交際費は、期末の資本金の額によって次のように取扱われます。

### 【解説】

会社が、交際費、接待費、機密費その他の費用で、その得意先や仕入先その他事業に係のある者に対して接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のためにこれを支出した場合、その交際費は、原則として、全額損金不算入とされています。これが交際費課税といわれているものですが、期末資本金1億円以下の中小企業に限っては、次のように一部損金算入が認められています。

#### ① 期末資本金が1億円以下の場合

- ・年400万円と支出交際費の額のいずれか少ない額(A)

$$(A) - (A) \times 10\% = \text{損金算入限度額}$$

#### ② 資本金が1億円超の場合は全額損金不算入

もっとも、会社が、交際費、機密費、接待費等の名義をもって支出した金銭であってもその費用が明らかでないもの(使途不明金)については、上記にかかわらず(つまり、会社の規模に関係なく)、支出額の全額が損金不算入となります。

さらには、使途不明交際費が「使途秘匿金」に該当するときには、その使途秘匿金については、損金不算入とされたうえで、その使途秘匿金に対して40%の税率による特別課税(追加課税)が行われることとなっています。

